

神奈川県行政書士会緑支部相談員及び相談員補資格取扱い内規

当支部管内における行政機関内相談窓口（緑・青葉・都筑・総務省主催行政相談等）に派遣する相談員及び相談員補は、下記の要件を備えている神奈川県行政書士会緑支部所属の個人会員の中から、原則として公募によって募集し、支部長の総合的な判断により決定し、委嘱されるものとする。

1. 行政書士登録をしてから1年以上経過しており、行政書士業務に全般的に精通している者。（一部の分野だけに専門的に精通している者は不適格とする。）
特に相続・遺言の分野においては、神奈川県行政書士会「業務種別名簿」記載の基準（10件以上受注済）にある者、もしくは同等の知識を有する者。
但し、相談員補については、本項の適用を除外する。
2. 本会会費および支部会費を滞納していない者。
3. 電子メールにて随時連絡が取れる者。
4. 本会及び支部の主催する相談会、研修会に積極的に参加し、知識の向上に努めている者。
5. 行政書士に関する法令、規則に違反し、処分を受けたことのある者については処分後2年間経過している者。
6. 相談員補として1年間、本相談に同席する等の方法により相談員から指導を受けた者。但し、支部長が認めた場合には、本項の適用を除外する。
7. 別途定める区役所相談員・相談員補の基本姿勢及び遵守事項を遵守する者。

なお、既に委嘱している相談員であっても、下記に該当する者、また別途定める区役所相談員・相談員補の基本姿勢及び遵守事項に反していると支部長が判断した場合には、相談員の委嘱を解かれることがある。またその際には何らの苦情や異議申立てを受け付けない。

1. 行政機関または支部長の指示に従わなかったり、相談者とトラブルを起こした者。
2. 遅刻、無断欠勤等相談員として対外的信用を失墜させた者。
3. 年2回実施する相談員研修会に連続して欠席した者。
4. その他支部会員として品位を欠く行為、又は相応しくない行為があった者。
5. 支部長が必要に応じて実施する面談の指示に従わない者。

委嘱の期間と再委嘱については、以下の通りとする。

1. 委嘱の期間は委嘱の日より2年間とし、期間満了時に相談員は再委嘱を希望

することができる。

2. 相談員が期間満了時に再委嘱を希望する場合は、その旨を定められた期日までに緑支部相談部長宛に通知することを要する。
3. 支部長は、相談員より前項の通知があったときは、相談実績、相談に関する行政や支部との連絡状況や言動、緑支部研修部及び相談部が主催する研修会への参加実績等に基づき、再委嘱の可否を判断するものとする。
なお、支部長は、考査を実施しその結果を再委嘱の可否判断の指標の一つとすることができる。
4. 再委嘱の期間は2年間とし、再委嘱された相談員は、2年毎の期間満了時に前記2に定める通知を行うことにより重ねての委嘱が可能となる。なお、その際の委嘱の可否は、前記3に定めるところによる。

令和2年12月15日改定

令和3年3月31日改定

令和4年7月28日改定

令和5年2月18日改定